

小児がん拠点病院連絡協議会 相談支援部会設置要領

(設置)

第1条 小児がん拠点病院で実施されている相談支援体制機能の強化と向上を図ることを目的とする。また地域単位での取り組みを支援するため、小児がん拠点病院連絡協議会の下部機関として、相談支援部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について、情報を共有・検討する。

- 一 地域単位、施設単位で行われている情報提供・相談支援の取り組みの現状把握と分析、情報共有に関する事
- 二 相談支援体制機能の強化と向上を果たす上で必要となる全国、地域単位の体制の整備
- 三 小児がん患者家族の支援に関連した施策・制度面の改善等を整理し、協議会を通じて発信できるような提言に向けた素案の作成

(部会の構成)

第3条 部会は、小児がん拠点病院の小児がん相談支援に携わる相談員によって構成する。

- 2 部会の会長は、小児がん拠点病院の中から選出する。

(部会の開催)

第4条 部会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 部会の議長は、会長とする。
- 3 会長は、必要に応じて審議事項に関係ある者に出席を求めることができる。

(旅費および謝金)

第5条 部会出席にかかる旅費は各部会員の所属する機関の負担とする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、国立成育医療研究センター小児がん中央機関事務局とする。

- 2 事務局は、部会の事務を処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。